

令和6年度財政援助団体（出資団体・補助団体）監査の結果について

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和6年度財政援助団体（出資団体・補助団体）監査結果を下記のとおり公表する。

令和6年12月25日

東京都北区監査委員 佐藤 明 充  
同 西村 泰 信  
同 ふるた しのぶ  
同 石川 さえだ

記

1 監査日、監査対象等

実施日	監査対象団体	所管課
10月 7日（月）	【出資団体】 社会福祉法人 北区社会福祉事業団	地域福祉課
10月 8日（火）	【出資団体】 公益財団法人 北区文化振興財団	地域振興課
10月15日（火）	【出資団体】 北区土地開発公社	契約管財課
	【出資団体】 公益財団法人 東京都北区体育協会	スポーツ 推進課
10月18日（金）	北区職員互助会	職員課
	【出資団体】 一般財団法人 東京広域勤労者サービスセンター	産業振興課
10月21日（月）	滝野川防犯協会	生活安全 担当課
	王子防犯協会	
10月22日（火）	ワーク・イン・あすか 第二ワーク・イン・あすか	障害福祉課
	としま みつばち保育園	保育課

## 2 監査事項及び範囲

令和5年度及び令和6年度における財政的援助に係る事務の執行について監査した。

財政援助団体	区分	補助金等 ※補助金・負担金は令和5年度
社会福祉法人 北区社会福祉事業団	出資 補助金	【北区出資額】 5,000,000 円 基本財産（金額）に占める割合 100% 【補助金】 ① 事務局運営費 62,289,000 円 ② 生計困難者に対する介護サービスに係る利用者 負担額軽減措置事業 318,435 円 ③ 福祉資格取得支援事業 18,380 円 ④ 地域包括支援センター職員スキルアップ研修費 60,000 円 ⑤ 物価高騰対策支援給付金 12,200,000 円
公益財団法人 北区文化振興財団	出資 補助金	【北区出資額】 3,000,000 円 基本財産（金額）に占める割合 100% 【補助金】 事業費・管理運営費 278,442,078 円
北区土地開発公社	出資	【北区出資額】 10,000,000 円 基本財産（金額）に占める割合 100%
公益財団法人 東京都北区体育協会	出資 負担金	【北区出資額】 50,000,000 円 基本財産（金額）に占める割合 35.7% 【負担金】 人件費負担金 10,396,459 円
北区職員互助会	補助金	【補助金】 運営費 2,430,816 円 事業費 36,879,983 円
一般財団法人 東京広域勤労者 サービスセンター	出資 補助金	【北区出資額】 3,000,000 円 基本財産（金額）に占める割合 25% 【補助金】 人件費及び管理運営費 25,828,353 円
滝野川防犯協会	補助金	【補助金】 事業費 （地域安全活動、青少年健全育成、長寿社会対策等） 591,000 円
王子防犯協会	補助金	【補助金】 事業費 （地域安全活動、青少年健全育成、長寿社会対策等） 591,000 円
ワーク・イン・あすか 第二ワーク・イン・あすか	補助金	ワーク・イン・あすか 【補助金】 障害福祉サービス事業（就労継続支援B型）を行う 事業所運営費 4,080,000 円 第二ワーク・イン・あすか 【補助金】 障害福祉サービス事業（就労継続支援B型）を行う 事業所運営費 3,961,000 円

としま みつばち 保 育 園	補助金	【補助金】														
		<table> <tr> <td>①保育所運営費</td> <td>34,562,047 円</td> </tr> <tr> <td>②私立保育所給付費扶助</td> <td>217,133,890 円</td> </tr> <tr> <td>③保育士宿舍借上げ支援事業</td> <td>9,000,210 円</td> </tr> <tr> <td>④保育体制強化事業</td> <td>2,280,000 円</td> </tr> <tr> <td>⑤保育補助者雇上強化事業</td> <td>6,158,000 円</td> </tr> <tr> <td>⑥私立幼稚園等送迎バス等安全対策支援事業</td> <td>1,979,000 円</td> </tr> <tr> <td>⑦保育所等物価高騰対策（国補助）</td> <td>550,000 円</td> </tr> <tr> <td>⑧保育所等物価高騰対策（都補助）</td> <td>1,165,000 円</td> </tr> </table>	①保育所運営費	34,562,047 円	②私立保育所給付費扶助	217,133,890 円	③保育士宿舍借上げ支援事業	9,000,210 円	④保育体制強化事業	2,280,000 円	⑤保育補助者雇上強化事業	6,158,000 円	⑥私立幼稚園等送迎バス等安全対策支援事業	1,979,000 円	⑦保育所等物価高騰対策（国補助）	550,000 円
①保育所運営費	34,562,047 円															
②私立保育所給付費扶助	217,133,890 円															
③保育士宿舍借上げ支援事業	9,000,210 円															
④保育体制強化事業	2,280,000 円															
⑤保育補助者雇上強化事業	6,158,000 円															
⑥私立幼稚園等送迎バス等安全対策支援事業	1,979,000 円															
⑦保育所等物価高騰対策（国補助）	550,000 円															
⑧保育所等物価高騰対策（都補助）	1,165,000 円															

### 3 監査の主な着眼点

#### (1) 所管課

- ① 補助交付申請書の審査に不備な点はないか。
- ② 補助条件その他補助に関する契約内容は適正妥当であるか。
- ③ 補助金は適正に算定され、かつ補助目的から見て適当であるか。
- ④ 補助金の交付時期は適当であるか。
- ⑤ 交付団体に対する指揮監督は適切になされているか。
- ⑥ 社会情勢の変動等により補助の必要性が軽減しているものに対し、補助の打ち切り又は減額その他適当な措置が取られているか。

#### (2) 出資、補助金等交付団体

- ① 計画と実施内容は相違していないか。
- ② 補助の効果は十分に達せられているか。
- ③ 補助金はその目的に沿って効率的かつ確実に執行されているか。
- ④ 帳簿その他証拠書類は確実に整理されているか。
- ⑤ 会計経理は適正に処理されているか。
- ⑥ 補助金に対する実績報告書は、会計年度終了後速やかに提出されているか。

### 4 監査結果

出資団体及び補助団体に対する財政的援助に係る事務の執行について監査したところ、各団体における財務事務は概ね適正であると認められた。

しかしながら、一部には、以下に示すような指摘事項、意見・検討事項があったので、早急に是正、改善を検討されたい。講じた措置については、後日報告されたい。

なお、監査報告書に記載するに至らない事項については、財政援助団体に対し口頭により注意したので、速やかに対応されたい。

## (1) 指摘事項

### 1 公益財団法人北区文化振興財団

「公益法人会計基準」(内閣府公益認定等委員会 改正令和2年5月15日)では「財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明りょうに表示するものでなければならない。」(第1総則3(1))とし真実性の原則・明瞭性の原則を定めている。

公益財団法人 北区文化振興財団(以下「財団」という。)の令和5年度正味財産増減内訳書によると、各会計に経常収益として計上されている区からの補助金や委託料が、他会計の経常費用に充てられている事例が以下のとおり見受けられた。

- ① 財団は、区から文化芸術活動拠点ココキタ、豊島北スポーツ多目的広場及び豊島北コミュニティアリーナの受付、施設管理業務等を受託している。

財団は、当該受託業務に係る委託料 13,542,000 円を、収益事業等会計の経常収益に全額計上している。

一方、支出については、70%をココキタの管理運営経費として公益目的事業会計に、30%を豊島北スポーツ多目的広場及び豊島北コミュニティアリーナの管理運営経費として、収益事業等会計にそれぞれ計上している。

その結果、収益事業等会計においては 8,883,336 円の黒字となり、1,069,262 円の法人税等が課されることとなった。

- ② 財団は、その運営に要する経費の一部として、区から、補助金 31,952,204 円を受け、法人会計の経常収益に計上している。その中には、租税公課分(消費税中間納付分、収入印紙)の金額 2,226,100 円が含まれている。

一方、経常経費のうち租税公課は、法人会計ではなく、公益目的事業会計に 1,958,619 円、収益事業等会計に 267,481 円を計上している。

以上のとおり、収入と支出が対応していない処理が一部で行われており、その影響は法人税額等にも及んでいるが、現行の経理区分の理由について明確な説明はなかった。

区が基本財産の全額を出資している財団の運営実態を、決算報告である正味財産増減内訳書に正確かつ明瞭に反映させることは極めて重要であり、実態に即した会計処理となるよう改善を図られたい。

(公益財団法人北区文化振興財団)

(地域振興課)

## (2) 意見・検討事項

### 1 社会福祉法人北区社会福祉事業団

社会福祉法人北区社会福祉事業団(以下「事業団」という。)は、令和5年度決算で1億1,164万円余の赤字を計上している。平成29年度以降7期連続の赤字であり、これにより当期末繰越活動増減差額(剰余金の累計額)は、4億3,287万円余に減少し、現状のまま推移すると経営状況は一段と厳しさを増すと憂慮される。

事業団は、指定管理者として区から運営を委託されている高齢者福祉施設など7つの拠点区分ごとに会計処理を行っているが、このうち、事業団本部、2つの特別養護老人ホーム以外の4拠点区分では、債務超過の状況にある。

とりわけ、滝野川西高齢者在宅サービスセンター拠点区分では、令和3年度より毎年、特別養護老人ホーム上中里つつじ荘拠点区分から運営資金の短期借入を行っており、総額は3,300万円に上っているが、現状では収支が赤字のため、今後の返済の目途が立てられない状況にある。

こうした状況を受け、事業団では、現在、「緊急財政再建策」の策定に取り組んでいるが、経営状況の改善に向けては、2つの特別養護老人ホームを含むすべての事業や執行体制の抜本的な見直しが必要である。施設を利用する区民にも配慮しつつ、基本財産の全額出資者である区とも十分協議の上、速やかに再建策の策定・実施を進められたい。

(社会福祉法人北区社会福祉事業団)  
(地域福祉課)

### (3) 口頭注意事項

- ① 会計（金銭・物品）に関する事項 2件
- ② 服務及び給与に関する事項 1件